

子宮がんと乳がんの検診の内容が一部変わります

国の「がん重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正され、子宮がん検診と乳がん検診の対象や受診間隔などが次のとおりになります。

胃・肺・大腸のがん検診や基本健康診査は、今までどおり年1回検診となります。

これまでは

子宮がん検診	対象	30歳以上の女性
	受診間隔	毎年
乳がん検診	対象	30歳以上の女性
	検査内容	視触診(希望者にマンモグラフィーを2年に1回)
	受診間隔	毎年

4月1日からは

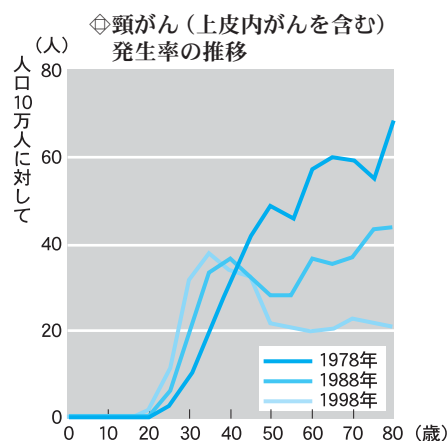
20歳以上の女性	2年に1回
40歳以上の女性	マンモグラフィーと視触診の併用
	2年に1回

子宮がんには、頸がんと体がんの2種類があり、20歳代の頸がんが急増中

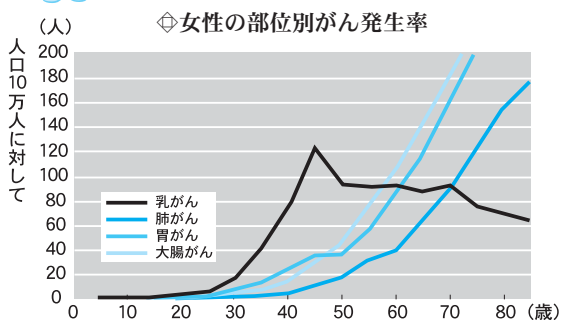
頸がんの発生は20～30歳代で増加し、特に25～29歳はここ20年間で3～4倍に急増しています。

頸がんにはヒトパピロマウイルスの感染が関与しており、性感染の危険性の高い若い年代ほど検診の必要性があります。

体がんは、50～60歳代で多く診断されるがんで年々増えています。早期の段階で出血をすることが多いので、不正出血や下腹痛などの自覚症状がある方は受診しましょう。



乳がんは、40～50歳代女性のがん死亡原因の第1位



乳がんは、40歳代より急増し、50歳代からは死亡率が高くなります。

例えば、45～49歳の女性で、胃がんと比較しても、乳がんの発生率は約3倍も高いです。また、この20年間で乳がんにかかる人も約2倍に増えています。

40歳以上の女性の方は、乳がんの発見にとっても有効なマンモグラフィーと視触診併用による検診を受けましょう。

グラフは「地域がん登録」研究班による全国推計値(1998年)

平成17年度のがん検診の日程

申込・問合せ 受付時間、検診料金など問い合わせは福祉課保健サービス係まで。(「ゆとろ」内・☎23-2346)
検診機関 北海道対がん協会札幌検診センター(札幌市東区北26条東14丁目)

◆女性がん検診・骨粗しょう症検診◆

■**集団検診**：バスで検診センターまで送迎します。

◎**日程**

受付会場	検診日
ゆとろ	4月4日(月) 5月10日(火) 6月6日(月) 7月6日(水) 12月2日(金) 平成18年3月1日(水) 3月3日(金)
西当別コミセン	4月5日(火) 7月7日(木) 11月9日(水)

■**個人で検診センターへ行き受診**

◎**受診期間** 平成18年3月31日(金)まで

◆子宮がんと乳がんのみの受診◆

検診車で受診を行います。

◎**日程**

受診会場	検診日
ゆとろ	11月2日(水) 11月4日(金)
西当別 コミセン	10月28日(金)

募 集

保健事業従事者を募集します



応募資格 満60歳未満の保健師・助産師・看護師いずれかの資格を有する方。

募集人員 2名

勤務期間 4月1日～平成18年3月31日

1カ月に9日間程度 1名

1カ月に3日間程度 1名

勤務時間 8時45分～17時15分

勤務先 ゆとろ（西町）

勤務内容 機能訓練事業、健康相談、予防接種業務、乳幼児健診、家庭訪問指導など。

賃金 月額85,400円

日額 9,500円

応募書類 履歴書・免許書の写し・本人の住民票

応募締切 3月25日（金）

申込・詳細 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）

募 集

介護関係の非常勤職員を募集します



介護保険による要介護（要支援）認定申請者に対し訪問調査業務に従事する「介護認定調査員」と介護サービス計画業務に従事する「介護支援専門員」を募集します。

応募資格 介護支援専門員の資格を有する満50歳未満で普通自動車運転免許所持者。

募集人数 各1名

勤務期間 4月1日から平成18年3月31日

勤務時間 月～金曜の8時45分～17時15分のうち、週29時間以内

勤務先 ゆとろ（西町）

月額報酬 170,700円

応募書類 履歴書・本人の住民票・介護支援専門員の資格を証明する書類・運転免許証

応募締切 3月17日（木）

申込・詳細 福祉課介護サービス係（「ゆとろ」内・23-3029）

介 護 保 険

介護保険サービス事業所ガイドブックを活用ください

町在宅介護支援センターでは、町内と近郊の介護保険サービス事業所・施設に関するガイドブックを作成しました。

サービス内容や利用料金、職員配置など充実した内容になっていますので、自分に合ったサービスを選んだり組み合わせたりする上で役立ちます。

センター窓口で閲覧、コピーもできますので、是非、活用ください。

問合せ 町在宅介護支援センター（「ゆとろ」内・☎25-5152）

高 齢 者

こんなときは届け出を老人保健法受給対象者

老人保健法などの対象になる方が、次の表の要件に該当するときは、必ず届け出をお願いします。老人保健法受給者～老人保健法が適用される昭和7年9月30日以前に生まれた方または、65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方。

町老（マル老）受給者～当別町の「老人医療費助成制度」が適用される68歳と69歳の住民税非課税世帯の方。

道老受給者～道の「老人医療費助成制度」が適用される昭和14年7月31日以前生まれの70歳未満の方。

詳細 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）

該 当 要 件	持参する物	届 出
健康保険未加入者が健康保険に加入したとき 他市町村から転入したとき 健康保険が変わったとき 健康保険の被保険者等が変わったとき	健康保険証など	14日以内
氏名を変更したとき 同じ市町村内で住所を変更したとき 死亡したとき（死亡の届出義務者）	医療受給者証（健康手帳）など	
国保加入者が入院のため、他市町村の病院等に住所を変更したとき（居住地特例）	医療受給者証（健康手帳）・健康保険証など	
居住地特例に該当しなくなったとき		
健康保険加入者でなくなったとき 他市町村に転出するとき 障害の状態に該当しなくなったとき	医療受給者証（健康手帳）など	すみやかに

医療機関の受診時には、必ず健康保険証と医療受給者証を提示願います。

4月からBCG予防接種の対象年齢が6カ月未満までに変わります

ツ反・BCGがお済みでない16カ月以上4歳未満のおさんは、当別町実施で受けることができる最後の機会となります。予約の必要はありませんが、母子手帳を持参し、直接会場にお越しください。

日程 ツ反 3月8日（火）
BCG 3月10日（木）

時間 13時～13時30分

会場 ゆとろ（西町）

問合せ 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）